

成立していないといえる。

- (4) なお、賃貸借契約書の原本及び保証金預り証の原本が貸借人Bの占有を離れることにより、本件賃貸借契約の継続等に困難を来たすとは解されず、BがC（及びX）に対するして当該原本を交付できなかつた特段の事情の存在を認めるることはできない。
- (5) 以上により、原判決は取り消し、Xの本件請求を棄却する。

三 まとめ

本事案は、建物賃貸借契約の保証金返還請求権に対して相次いで設定された質権の有効性について、賃貸借契約証書及び保証金預り証が民法三六三条所定の「債権の証書」というべきであるとして、それらの引渡しを受けていなかつたために質権の成立を否定された事例である。

ビル等の賃貸借契約における高額な入居保証金を、借入金により調達し、その担保として保証金返還請求権に質権を設定する事例は多い。本判決は、債権質の成立要件という民法上の重要な問題について地裁段階で判断の分かれていた争点について、高裁段階で判断を示したものとして注目されている。債権質の要物契約性を厳密に解釈して、債権の成立

及び存在を証する証書として原本の交付を要するとしている点、実務上注意すべきであろう。

（調査研究部調査役）

最近の判例から

(17)

サブリース契約について借地借家法を制限して適用した事例

（東京高判 平一二・一・二五 判タ一〇一〇一一五七） 山田 英夫

サブリース契約で、賃借人（サブリース事業者）が賃料相場の大幅な下落を理由に賃料の減額を求めたのに対し、賃貸人が当初約定通りの賃料の自動増額を求めた場合において、当該契約の実質は事業委託的無名契約であるとして借地借家法三二条（借賃増減請求権）の適用は制限されるとした事例（東京高裁 平成一二年一月二五日判決 上告 判例タイムズ一〇二〇号一五七頁）

本件契約には①賃貸借期間は一五年間とし、から長期的にXに対する賃料支払を約する賃借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、賃貸部分をYに引き渡し、敷金四九億円余の預託を受けた。

本件契約には①賃貸借期間は一五年間とし、②当初賃料（以下「当初賃料」という。）を年額一九億円余とする等の条項のほかに、③賃料については、満三年経過毎に直前賃料の一〇パーセント値上げする（以下「自動増額条項」という。）、④Yの転貸条件の増減を理由としてYから賃料の変更を申し出ることはしない（以下「仕切り条項」という。）、⑤急激

四月、東京都文京区のX所有の高層ビルの主

一 事案の概要

XとY（サブリース事業者）は、平成三年

なインフレ、その他経済事情に著しい変動があつた結果、賃料値上げ率および敷金が不相当になつた時は、賃料値上げ率をX、Yにて協議のうえ変更することができる（以下「見直し条項」という。）、⑥Yが賃料等を延滞したときは、Xは敷金をもつて弁済に充当することができ、Yは、敷金を補充しなければならない（以下「敷金充当条項」という。）との各特約条項があつた。

その後いわゆるバブル崩壊により、Yは、当初賃料の額が、一般のオフィス賃料相場と比較して不相当地高額となつたことを理由に、借地借家法三二条及び見直し条項に基づき数回にわたつて賃料減額請求をした（最後の減額請求後の年賃料は、五億円余）。

これに対しXは、当初賃料の額が自動増額されたとして、敷金充当条項に基づき賃料の不足分を順次敷金から充当し、Yに敷金の補充を請求したが、Yは応じなかつた。このため敷金の不足額三億円余を請求する訴えを提起し、第一審（東京地判平一〇・八・二八）は借地借家法三二条の適用を否定してXの請求を認容した。しかしYが控訴したため、Xは、Yに対し、さらにその後の敷金不足額及び不足賃料を追加して合計約五二億円余の支払を求めて付帯控訴した。

二 判決の要旨

これに対し、高等裁判所は次のような判断を下した。

(1) 本件契約はいわゆるサブリース契約で、その本質はXがその所有不動産を出資し、Yの不動産経営能力等を活かして得られる収益を両者に分配することを目的とする、一種の共同事業である。

(2) したがつて本件契約は、民法の典型契約の一つである建物賃貸借契約の法形式をとつてゐるが実質はこれとは異なり、事業委託的無名契約の性質をもつたもので、本件契約の目的、機能および性質に反しない限度においてのみ借地借家法の適用があると解すべきである。

(3) 自動増額条項及び仕切り条項は、契約目的の本質である収益分配方法及び額を、当事者の自治に基づいて定めたもので、これ

(4) あると解すべきである。
そうするとYの本件減額請求の意思表示は、見直し条項による値上げ率変更の意思表示を含んでいると解されるが、XとYの間には、前記賃料保証の特約が存するので、当初賃料を下回る賃料減額はできず、Yの意思表示は、その変更要求の最大限である値上げ率ゼロパーセントにすることを求める形成権の行使の趣旨を含むものと認められる。

(5) 以上により、本件契約における賃料の自動増額はなされず、他方、当初賃料を下回るYの減額請求は認められず当初賃料額を前提として精算すべきもので、Yは、Xに対し、当初賃料と支払済賃料の差額を賃料不足分として総計三五億円余及び遅延損害金を支払う義務がある。

三 まとめ

本判決は、本件サブリース契約が実質的に通常の建物賃貸借契約と異なる事業委託的無名契約であるとし、その契約目的等に反しない限度においてのみ借地借家法の適用があるとした。そのうえで本件契約の賃料保証特約および賃料見直し特約の趣旨に従つて、賃借人（サブリース事業者）は、当初賃料を下回

る値下げは認められず、他方値上げ率ゼロパーセントまでの変更要求は認められ、その形成権としての効果に限定して借地借家法二二条の適用があるとした。

バブル期に締結されたいわゆるサブリース

契約については、その後のバブル崩壊に伴う賃料減額請求をめぐる訴訟が多発し、近年高裁判段階の判例が出てきているが、減額請求を認めるもの（東京高判平一〇・一二・三、東京高判平一〇・一二・二五、東京高判平一一・二・二三他）が多いなか、本判決は、サブリース契約における借地借家法の適用を実質的に否定した点において、サブリース事業者にとって厳しい判断といえる。

なお、本事案と同じサブリース事業者が原告となつている同種事案の高裁判決（東京高判平一一・一〇・二七）は、借地借家法の適用を認めた上減額請求を一部認容したが、本事案と同様に上告されており、両事案とも最高裁の判断が待たれている。

最近の判例から

(18)

サブリース契約解約後の転貸借保証金

返還請求が認められた事例

（東京高判 平一一・二・二二 判タ一〇二三一一九四） 山田 英夫

いわゆるサブリース契約において、原賃貸借契約が賃借人（サブリース事業者）の債務不履行を理由に解除されたとしても、契約終了時に賃貸人が転貸人の地位を承継する旨の特約があり、当該特約はサブリース事業の継続を図るために設けられた趣旨のものであるときは、賃貸人は、転貸人の地位を承継するとして、転借人（テナント）が差し入れた転貸借保証金の返還を命じられた事例（東京高判平一一・一〇・二七）は、借地借家法の適用を認めた上減額請求を一部認容したが、本事案と同様に上告されており、両事案とも最高裁の判断が待たれている。

（以下「本件特約」という。）があった。

XとAは、平成二年一〇月、建築中の本件建物の転貸部分（店舗部分）について、賃貸借契約（以下「転貸借契約」という。）を締結した。本件転貸借契約書には、「転貸借保証金は一億五五四三万円とし、契約終了時に一〇パーセント償却する。」との条項があり、Xは、契約と同時に本件転貸借保証金を支払った。

本件建物は、平成二年一二月に完成し、YからAに引き渡され、さらに転貸部分がAからXに引き渡されたが、Yは、平成三年一月、Aの債務不履行を原因として、同月末日限り